

○鑑識代行員運用要綱の制定について

(平成4年5月11日例規第27号)

この要綱は、警察署における鑑識業務の適切な運用及び現場鑑識体制の充実強化を図るため、鑑識代行員の運用に関し必要な事項を定めたものです。